

最高裁総訟第 205 号

令和 6 年 7 月 16 日

各法廷首席書記官 殿

訟廷首席書記官 殿

最高裁判所大法廷首席書記官

最高裁判所事件管理システムを利用した事務処理について

(指示)

最高裁判所事件管理システム（以下「事件管理システム」という。）を利用した事務処理について、下記のとおり定めましたので、令和 6 年 3 月 28 日付け最高裁総訟第 149 号大法廷首席書記官指示「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」（以下「受付分配指示」という。）、平成 25 年 7 月 26 日付け最高裁総訟第 415 号大法廷首席書記官指示「事件記録等の保存、送付及び廃棄並びに事件関係帳簿諸票の備付け、保存、廃棄等について」（以下「保存廃棄等指示」という。）、令和元年 7 月 18 日付け最高裁総訟第 193 号大法廷首席書記官指示「予納郵便切手の取扱いについて」（以下「郵券指示」という。）、令和 6 年 3 月 27 日付け最高裁総訟第 148 号大法廷首席書記官指示「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」（以下「保管送付指示」という。）及び令和 6 年 7 月 16 日付け最高裁総訟第 204 号大法廷首席書記官指示「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」（以下「閲覧等指示」という。）の定めにかかわらず、これによってください。

記

第 1 受付及び分配

1 受付

受付分配指示で準用する平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」記第2の4の定めにより事件簿への登載を要する書類を受領した場合には、事件簿への登載に代えて、事件管理システムのサーバー（事件管理システムを構成する機器のうち、磁気情報を集中的に管理して処理するコンピュータをいう。）の記憶装置（以下「サーバー」という。）に所要事項を記録する。

## 2 分配

受付及び分配手続等を終えた事件記録を、担当法廷に配布する場合には、事件記録の授受を行う者双方の記録管理用のカードに付したバーコード及び事件記録と一体となる事件附票に付したバーコードをバーコードリーダーで読み取る。この場合には、受領印は要しない。

## 第2 事件関係の帳簿諸票の備付け等

### 1 事件関係の帳簿諸票の備付け

保存廃棄等指示の別表第1及び別表第2に定める事件関係帳簿諸票の備付けについては、記載事項の全てをサーバーに記録する方法により行うことができる。ただし、帳簿諸票の当該年度の記載事項の全ての記録を終えたときは、司法年度ごとに電磁的記録媒体（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）に複製して保存する。

### 2 電磁的記録媒体の保存及び廃棄

- (1) 電磁的記録媒体の保存及び廃棄については、保存廃棄等指示記第2の1の定めを準用する。
- (2) 電磁的記録媒体の保存期間は、当該電磁的記録媒体に記録されている事項を記載する帳簿諸票のうち、保存期間が最長の帳簿諸票と同一とする。
- (3) 電磁的記録媒体を保存する場合には、電磁的記録媒体の見やすい箇所に電磁的記録媒体番号並びに保存の始期及び終期を表示し、帳簿諸票備付経

過簿の「備考」に電磁的記録媒体番号を記載する。

(4) 電磁的記録媒体の廃棄は、破碎する方法により行う。

### 第3 予納郵便切手

第2の1の方法により帳簿諸票の備付けを行う場合には、郵券指示で適用する平成7年3月24日付け最高裁総三第18号事務総長通達「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」記第2の1の定めによることを要しない。

### 第4 事件記録の保管及び送付

#### 1 事件記録の貸出し及び引継ぎ

(1) 裁判官、調査官その他裁判部の職員に事件記録を貸し出す場合又は既済事件記録を他の裁判所に送付するために民事事件係又は刑事事件係に引き継ぐ場合には、保管者は、第1の2に定める方法によりその出納を明らかにすることができる。

(2) 既済事件記録を保存のため記録保存係に引き継ぐ場合には、保管者は、第1の2に定める方法によりその出納を明らかにすることができる。

#### 2 対照調査

保管送付指示記2に定める対照調査は、事件記録とサーバーに記録された内容とを対照する方法により行う。

### 第5 事件記録等の閲覧等

事件記録等の閲覧若しくは謄写（以下「閲覧等」という。）をさせる場合又は事件記録等の閲覧等を終えた場合における事件を担当する裁判所書記官と裁判関係庶務係との間の事件記録等の授受は、第1の2に定める方法により行う。この場合、閲覧等指示で準用する平成9年8月20日付け最高裁総三第97号総務局長通達「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」に定める閲覧・謄写票の原符の「事件記録等返還月日・事件担当書記官受領印」の記載及び押印は要しない。

### 第6 その他

使用する様式のうち、事件管理システムに登録されている様式については、  
同システムにより印刷したものを用いる。

#### 付 記

##### 1 実施

この指示は、令和6年7月16日から実施する。

##### 2 指示の廃止

平成25年7月26日付け最高裁総訟第417号大法廷首席書記官指示「最高裁判所事件管理システム等を利用した事務処理について」は、令和6年7月15日限り、廃止する。